

岸和田市国土強靭化地域計画【概要版】

計画の策定趣旨

- 國土強靭化とは、これまでの大規模災害の教訓を活かし、事前防災・減災と迅速な復旧・復興を計画的に実施することで、強くしなやかなまちづくりを進めていくこうとするものです。
- このような考え方のもと、国では平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する國土強靭化基本法」が公布・施行され、平成26年6月に國土強靭化に関する國の計画等の指針となる「國土強靭化基本計画」が閣議決定されました。
- 本計画は、今後、いつ起こるかわからない大規模な自然災害等に対し、地域経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えた「強靭な地域」をつくりあげる施策を推進するため「岸和田市國土強靭化地域計画」を策定するものです。

計画の位置付け・計画期間

■ 計画の位置付け

本計画は、國の「國土強靭化基本計画」、「大阪府強靭化地域計画」との調和を保った計画であるとともに、本市の施政の基本方針である「岸和田市まちづくりビジョン（岸和田市総合計画）」や「岸和田市地域防災計画」等とも整合を図り、各種個別計画等における國土強靭化に係る施策の指針として位置付けます。

■ 計画期間

本計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

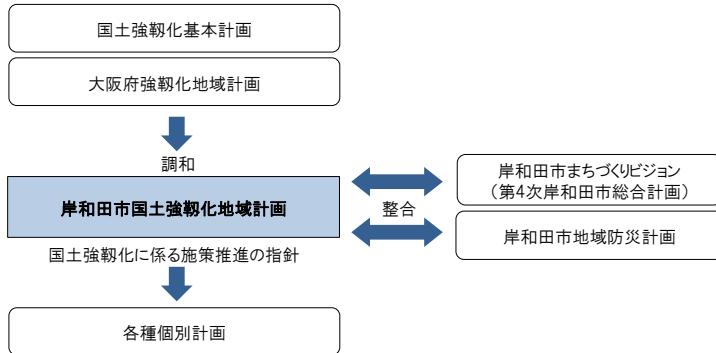


図 計画の位置付け

基本的な考え方と目標

- 対象とする災害: 大規模災害（地震、津波、高潮、風水害、土砂災害）
- 目標: 国、府と調和を図った、4つの「基本目標」、8つの「事前に備えるべき目標」

基本目標

- (1)人命の保護が最大限図られる
- (2)市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3)市民の財産および公共施設に係る被害の最小化を図る
- (4)迅速な復旧復興を図る

事前に備えるべき目標

- (1)直接死を最大限防ぐ
- (2)救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3)必要不可欠な行政機能は確保する
- (4)必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5)経済活動を機能不全に陥らせない
- (6)ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める
とともに、早期に復旧させる
- (7)制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8)社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

計画を推進する上で基本的な方針

- 4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を達成し、本市の安全安心を確保するため、以下の点について特に配慮しながら地域強靭化に取り組みます。

基本的な方針

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1)市民等の主体的な参画 | (3)的確な維持管理 |
| (2)効率的・効果的な施策推進 | (4)広域連携の取組み |

脆弱性の評価

- 8つの「事前に備えるべき目標」について、脆弱性評価を実施することにより、その妨げとなるものとして30項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。〔裏面参照〕

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と国土強靭化の推進方針

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 主な国土強靭化の推進方針 |
|---|--|--|
| 1 直接死を最大限防ぐ | 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 | 都市基盤の整備、橋梁の適正な管理、建築物の倒壊対策、空家等対策の推進、避難体制の構築、避難行動要支援者の支援体制整備、災害対策の普及啓発 等 |
| | 1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 | 市街地の不燃化の促進、消防力の強化、火災予防の推進 等 |
| | 1-3 大規模津波や高潮等による多数の死傷者の発生 | 水門の適正な維持管理、水防団の取組強化 等 |
| | 1-4 突發的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 | 河川水路の冠水対策、水防団の取組強化、下水道施設の整備 等 |
| | 1-5 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生 | 森林保全対策、土砂災害対策、ハザードマップ等の作成・改訂と周知 等 |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 | 通行機能の確保、災害時の給水確保、病院における電力の確保 等 |
| | 2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | 消防庁舎の安全性の確保、地域防災力の向上、地域コミュニティ活動の支援 等 |
| | 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 | 公園の一時避難場所としての活用、災害時の情報発信 等 |
| | 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | 通行機能の確保、災害時における医療体制の強化 |
| | 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | 災害時の斎場運営、避難所における疫病・感染症対策、災害廃棄物の適正処理 等 |
| | 2-6 不良な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 | 避難所の環境整備、避難生活の支援、要配慮者の支援 |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | 新庁舎の建設、業務システムの早期復旧、災害対応体制の強化、災害時協定の締結等 |
| 4 機能・情報サービスは確保する | 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 | 防災関連の通信機能の強化、災害時の情報発信、消防関連の通信機能の強化 等 |
| | 4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 | 防災関連の通信設備の強化、災害時の情報発信、防災拠点のWi-Fi環境整備、ハザードマップ等の作成・改訂と周知 |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 | 輸送ルートの確保、企業BCPの策定促進 |
| | 5-2 食料等の安定供給の停滞 | 輸送ルートの確保、災害時協定の締結 |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止 | 災害時の給水確保、上水道施設等の早期復旧 |
| | 6-2 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | 下水道施設等の早期復旧、下水道施設の整備 |
| | 6-3 鉄道・バス等交通インフラの長期間にわたる機能停止 | 輸送ルートの確保、道路施設の適正な管理、交通安全施設の整備 等 |
| | 6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全 | 水門の適正な維持管理、河川水路の冠水対策 |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 | 都市基盤の整備、市街地の不燃化の促進、建築物の倒壊対策、火災予防の推進 等 |
| | 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 | 通行機能の確保、建築物の倒壊対策、空家等対策の推進、下水道施設の整備 等 |
| | 7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 | 森林保全対策、ため池等の防災・減災対策 |
| | 7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃 | PCB廃棄物の適正処分、事業者の環境リスク低減の促進 |
| | 7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃 | 森林保全対策、農地における防災対策の推進 |
| 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 | 災害廃棄物の適正処理 |
| | 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 | 地域防災力の向上、地域コミュニティ活動の支援、被災建築物の応急危険度判定体制の整備、罹災証明の迅速な発行体制の整備 |
| | 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 | 都市基盤の整備、下水道施設の整備 |
| | 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 | 市の管理する文化財等の保護、災害に関する情報の普及・教育活動、地域コミュニティ活動の支援、文化財保存支援事業 |
| | 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | 地籍調査事業の推進、中小企業等の事業再開に向けた支援 等 |

計画の推進と進行管理

■ 推進体制

本計画は、本市各部局間の連携はもとより、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民、民間事業者等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取組み等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとします。

■ 計画の進行管理

本計画に基づく取組みは、定期的に進捗状況を把握しながら、必要に応じて見直しを行うなど、PDCAサイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図ります。